

不良債権、引当等

リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	平成17年度中間期	平成18年度中間期
破 綻 先 債 権 (a)	11,259	8,888
延 滞 債 権 (b)	83,559	82,711
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 (c)	223	1,530
貸 出 条 件 緩 和 債 権 (d)	63,484	43,090
合計 (e) = (a) + (b) + (c) + (d)	158,526	136,221
総 貸 出 金 (f)	5,168,083	5,215,425
貸 出 金 に 占 め る 割 合 (e) / (f)	3.07%	2.61%
貸 倒 引 当 金 残 高 (g)	66,280	54,014
引 当 率 (g) / (e)	41.81%	39.65%
担 保 ・ 保 証 等 の 保 全 額 (h)	61,282	59,627
保 全 率 ((g) + (h)) / (e)	80.46%	83.42%

注) 1. 「リスク管理債権」は、銀行法施行規則により算出しており、担保・保証等による保全の有無にかかわらず開示対象としているため、開示額は回収不能額を表すものではありません。

2. それぞれの債権の内容は次のとおりであります。

- ★破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち破産法の規定による破産の申立て等、法的に破綻している債務者に対する貸出金。
- ★延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
- ★3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金。
- ★貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権

(単位:百万円)

	平成17年度中間期					平成18年度中間期				
	債権額 (a)	保全等力パー (b)	引当金	担保・保証等	保全率 (c) = (b) / (a)	債権額 (a)	保全等力パー (b)	引当金	担保・保証等	保全率 (c) = (b) / (a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33,143	33,143	20,401	12,741	100.0%	30,542	30,542	17,757	12,784	100.0%
危 険 債 権	61,976	56,482	22,033	34,449	91.1%	61,521	55,743	22,769	32,973	90.6%
要 管 理 債 権	63,708	38,229	23,981	14,248	60.0%	44,621	27,791	13,675	14,116	62.3%
合 計	158,827	127,855	66,416	61,438	80.5%	136,685	114,077	54,202	59,874	83.5%

注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 要管理債権
3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。
なお、平成17年度中間期の正常債権額は5,082,757百万円、平成18年度中間期の正常債権額は5,145,899百万円であります。

自己査定結果

(単位:億円、%)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期	比 較
総 与 信 残 高	52,416 (100.0)	52,826 (100.0)	410 (0.0)
非 分 類 額	47,891 (91.4)	48,502 (91.8)	611 (0.4)
分 類 額 合 計	4,525 (8.6)	4,324 (8.2)	▲201 (▲0.4)
Ⅱ 分 類	4,470 (8.5)	4,266 (8.1)	▲204 (▲0.4)
Ⅲ 分 類	55 (0.1)	58 (0.1)	3 (0.0)
Ⅳ 分 類	— (—)	— (—)	— (—)

- 注) 1. 総与信残高…貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等
分類額は個別貸倒引当金控除後の残高です。
非分類……Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類に該当しない資産で、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産。
Ⅱ分類……回収について通常の割合を超える危険を含むと認められる資産。
Ⅲ分類……最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。
Ⅳ分類……回収不可能又は無価値と判定される資産。
2. () 内は構成比であります。

貸倒引当金残高

(単位:百万円)

	平成17年度中間期				平成18年度中間期			
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期首残高	当期増加額	当期減少額	
			目的使用	その他			目的使用	その他
一 般 貸 倒 引 当 金	41,602	36,735	—	41,602	36,735	37,444	29,002	695
個 別 貸 倒 引 当 金	41,282	42,831	4,388	36,894	42,831	37,786	41,209	1,954
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	91	87	—	91	87	73	—	82
合 計	82,977	79,654	4,388	78,588	79,654	75,313	70,285	2,650

貸出金償却額

(単位:百万円)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期
貸出金償却額	—	—